

# 相良村老朽危険空家等除却促進事業 補助制度の手引き

お問い合わせ

〒868-8501

熊本県球磨郡相良村大字深水 2500 番地 1

相良村役場 企画商工課 企画情報係

TEL : 0966-35-1036

FAX : 0966-35-0011

Mail : [tsunematsu-y@vill.sagara.lg.jp](mailto:tsunematsu-y@vill.sagara.lg.jp)

# 目次

## 1 補助制度の概要

- (1) 補助金の対象者
- (2) 補助金の対象となる物件
- (3) 補助金の額

## 2 補助制度の流れ

## 3 補助制度の申込み及び申請などの手続きについて

- (1) 事前調査申請書の提出
- (2) 事前調査
- (3) 事前調査結果通知
- (4) 補助金の交付申請
- (5) 契約の締結
- (6) 解体工事の着工
- (7) 解体工事の完了
- (8) 解体工事費の支払い、領収書の受領、完了届
- (9) 補助金額の確定、補助金請求

## 4 その他

## 1 補助制度の概要

### (1) 補助金の対象者（次の要件を全て満たす方です。）

- 老朽危険空家等の所有者や管理すべき者であること  
※補助対象者以外の所有者、抵当権者、その他の対象物件の権利者がいる場合には、原則として全ての関係権利者の同意が必要です。早い段階（事前申込み時など）で同意を得ていただくことをおすすめします。
  - 村税などを滞納していない者
  - 暴力団員または暴力団と密接な関係を有する者でないこと
  - 暴力団等と補助事業に係る契約をしていないこと
  - 空家法第 22 条第 3 項に規定する命令を受けていないこと
- ※空家法第 22 条第 3 項＝倒壊や保安上の危険がある「特定空家等」の所有者に対し、市町村長が周辺への危険を回避するための措置（解体、修繕、立ち入り制限など）を命じる規定。

### (2) 補助金の対象となる物件（次の要件を全て満たす物件です。）

- 村内の老朽危険空家等であること  
老朽危険空家とは…木造住宅で構造又は設備が著しく不良であり、空家等危険度判定基準の配点の合計が 100 点以上であること
- 補助金の交付を受ける目的で故意に破損された建物でないこと
- 解体事業者に請け負わせること  
解体事業者とは…建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）別表第 1 に掲げる土木工事業、建築工事業か、解体工事業に係る同法第 3 条第 1 項の許可を受けた者または建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 21 条第 1 項に規定する解体工事業者の登録を受けた者
- 抵当権等が設定されていないこと  
※ただし、抵当権等が設定されている場合であっても、当該権利のすべての権利者が当該老朽危険空家等の除却について同意している場合は、この限りでない
- 他の補助金や公共事業などによる補償を受けていないこと

### (3) 補助金の額

老朽危険空家等の解体工事費（アスベスト（石綿）調査費含む、消費税別）の5分の4の金額（千円未満切り捨て）で、上限を100万円とする。

除却工事請負金額		
補助金 (補助対象経費の5分の4)	補助対象外経費 (5分の1)	消費税
	自己負担	

例 除却工事費見積額 330万円（税込み）

↓

補助対象経費=300万円（税抜き） $\times 4/5=240$ 万円

↓

補助金額=240万円

↓

上限額 100万円

※国の標準除却費上限の単価（円/m<sup>2</sup>）を超える場合は、上限単価で計算されます。

## 2 補助制度の流れ

事前調査の受付（お問い合わせ受付）

「事前調査申請書」に添付書類を添えてご提出ください。

**提出期限：令和8年(2026年)11月30日(月)**

**※年間3件まで（予算枠に達した時点で終了となります。）**



事前調査

空家が補助事業の対象となるか、申請書類の審査及び現地の確認を行い、役場職員が評価基準に沿って評価を行います。



事前調査結果通知

「事前調査結果通知書」にて通知します。



補助金の交付申請

上記の「事前調査結果通知書」とともに、補助金交付申請書を送付しますので、添付書類を添えてご提出ください。

**※解体工事業者との契約日は補助金交付決定通知書の日付以降でなければなりませんのでご注意ください。**



補助金の交付決定

書類審査後に、「補助金交付決定通知書」にて補助金額を通知します。



## 契約の締結

「補助金交付決定通知書」が届いたら、解体事業者と契約を締結してください。  
なお、**契約日は補助金交付決定通知書の日付以降でなければなりません。**



## 解体工事着手

着工前に、アスベスト（石綿）調査を行ってください。

アスベスト（石綿）調査とは…建築物又は工作物の解体工事に先立ち、建築物石綿含有建材調査者（一般建築物石綿含有建材調査者、一戸建て等石綿含有建材調査者又は特定建築物石綿含有建材調査者）等の有資格者が、当該建築物等におけるアスベスト（石綿）の使用の有無を調査し、その結果を報告書としてまとめる一連の作業。

着工時は「事業着手届」に添付書類を添えてご提出ください。

解体時は**着工前、工事中、完了時に工事写真を撮影しておいてください。**

※補助事業の内容に変更などがある場合は、速やかにご相談ください



## 解体工事完了



## 解体工事費の支払い

解体事業者に工事費の全額を支払い、領収書を受領してください。



完了届の提出

「事業完了届」に添付書類を添えて提出してください。



補助金の額確定

書類審査後、「補助金交付確定通知書」と「補助金請求書」を送付します。



補助金の交付

「補助金請求書」に添付書類を添えて提出してください。  
提出後、村から補助金を交付します。

### 3 補助制度の申込み及び申請などの手続きについて

#### (1) 事前調査申請書の提出

本事業を利用したい方は、下記書類を受付期間中に提出してください。

#### 【事前調査申請に必要な書類】

- ・相良村老朽危険空家等事前調査申請書（第1号様式）
- ・位置図（空家等の所在が分かるもの）
- ・申請者の運転免許証等、本人確認ができるものの写し

#### 【申込受付期間】

令和8年(2026年)11月30日(月)まで

受付時間：午前8時30分～午後5時15分

※郵送の場合は11月30日(月)必着

#### (2) 事前調査

役場職員が本事業の要綱に定められた空家等危険度判定基準および周辺への危険度判定基準により、本補助事業の対象となるか、現地にて調査を行います。

#### (3) 事前調査結果通知

調査が終わりましたら、「相良村老朽危険空家等事前調査結果通知書」を郵送します。該当の結果通知が届いた場合は、通知時に示された提出期限までに補助金交付申請書を提出してください。

#### (4) 補助金の交付申請

事前調査について「該当」という結果を受けた申請者の方は、下記書類を提出期限（事前調査結果通知時にお示しします）までに提出してください。

申請書の提出後、補助要件を確認し、補助金の交付を決定したときは、「相良村老朽危険空家等除却促進事業補助金交付決定通知書」を郵送します。送付されるまでに、1～2か月程度の期間を要する場合があります。

**交付決定前に、解体工事に係る契約を締結し、工事に着手されると、補助金の交付を受けることができなくなります**ので、ご注意ください。

補助金の手続きは、多くの書類の作成が必要となります。解体工事関係の書類作成も必要となりますので、解体現場の工事写真（工事前後、途中経過）の撮影など、工事と一緒に解体事業者へご相談されることをおすすめします。

### 【補助金交付申請に必要な書類】

- ① 相良村老朽危険空家等促進事業補助金交付申請書（第3号様式）
- ② 相良村老朽危険空家等促進事業実施計画書（第4号様式）
- ③ 位置図（空家等の所在する位置がわかるもの）
- ④ 現況写真
- ⑤ 解体工事見積書（必ず見積書にアスベスト（石綿）調査費用を含む内訳が確認できるもの）
- ⑥ 解体事業者の建設業の許可証または解体工事業の届出書の写し（コピー）  
※解体工事業、建築工事業、土木工事業の許可を受けている、または、解体工事業の届出をしている業者を指定してください。
- ⑦ 建物の延床面積が確認できるもの（平面図など）
- ⑧ 申請者の市区町村納税証明書
- ⑨ 建物及び土地の登記事項証明書（発行されてから3か月以内のもの）
- ⑩ 除却同意書（第5号様式）  
共同名義人や相続権利者が申請した場合等は、他の関係者の同意書の提出が必要です。
- ⑪ その他村長が必要とする書類  
補助金交付申請には、特に添付書類が多いため、ご不明な点は、相良村役場企画商工課 企画情報係（TEL0966-35-1036）までお問合せください。

### （5）契約の締結

「相良村老朽危険空家等促進事業補助金交付決定通知書」が届きましたら、解体事業者と契約書を取り交わしてください。

### （6）解体工事の着工

契約締結後、解体工事を着工します。

アスベスト調査は、工事着工前に必ず実施し、報告書を受領してください。

調査の結果、アスベストが検出された場合は、関係法令に基づき適切に処分を行う必要があります。

着工後は、速やかに下記書類を提出してください。

- ① 相良村老朽危険空家等促進事業着手届（第7号様式）
- ② 工事請負契約書の写し（コピー）
- ③ 工程表
- ④ その他村長が必要と認める書類  
※工事中は、作業状況が確認できる写真（工事前後と工事途中）を撮影しておいてください。

なお、工事期間などの変更や、中止などが生じる場合は、事前に届出が必要です。相良村老朽危険空家等促進事業変更等承認申請書（第11号様式）を提出してください。

#### （7）解体工事の完了

解体工事が完了したら、必ずご自身で解体後の状況を現地で確認してください。

#### （8）解体工事費の支払い、領収書の受領、完了届

工事終了後、解体事業者より請求された解体費用の全額をお支払いください。見積書に記載の金額と差異がないかなどの確認をお願いします。

解体費用の支払い後、解体事業者より領収書を受領し、下記書類を提出してください。

##### 【完了届に必要な書類】

- ① 相良村老朽危険空家等除却促進事業完了届（第10号様式）
- ② 補助対象事業の請求書又は領収書等の支払いが確認できるものの写し（コピー）
- ③ 工事状況写真（着工前、中間、竣工）
- ④ アスベスト（石綿）調査結果報告書の写し
- ⑤ 相良村老朽危険空家等除却促進事業補助金請求書（第12号様式）
- ⑥ 通帳の写し（コピー）またはキャッシュカードの写し（コピー）  
（金融機関名・店名・預金種別・口座番号・口座名義が分かるもの）
- ⑦ その他村長が必要と認める書類

#### （9）補助金額の確定、補助金請求

完了届に基づき、補助事業の完了に伴う検査を行います。検査の結果、交付決定の内容およびこれに付した条件に適合していると認めたときは補助金の額を確定し、「相良村老朽危険空家等除却促進事業補助金交付確定通知書」を郵送します。

後日、指定された口座へ振り込まれますので、入金について、補助金が指定の銀行口座に振り込まれていることを必ずご確認ください。

## 4 その他

- （1）補助金に関する書類については、補助事業を受けられた年度末から5年間、必ず保存してください。
- （2）解体を検討している所在地住所は、建物登記簿の地番を起用してください。

- (3) 解体後は、解体した旨を相良村役場 税務課へ申告願います。  
固定資産税の減失届を提出いただきます。
- (4) 解体後は、法務局で減失登記申請を実施してください。  
熊本地方法務局 人吉市局  
〒868-0056 熊本県人吉市寺町 2-2  
TEL 0966-22-3393
- (5) 解体後の跡地の管理は、雑草の繁茂、廃棄物の投棄等が生じないよう適正  
に行ってください。
- (6) 補助金の入金まで、年度内で完了する必要があるため、1年度内での完了  
にご協力ください。